

令和5年度 第2回 白山市総合教育会議

日 時 令和6年1月31日（水）午後4時

場 所 白山市役所4階 402会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和6年度に向けた中学校部活動の地域連携及び地域クラブへの
移行について

・・・1～6頁

- (2) 子どもに関わる相談対応の充実に向けて
—子どもの権利条例を生かして—

・・・7～11頁

- (3) その他

4 閉 会

令和5年度 第2回白山市総合教育会議出席者名簿

職 名	氏 名
白山市長	田 村 敏 和

白山市教育長	清 水 茂
白山市教育長職務代理者	竹 内 千 恵 子
白山市教育委員	小 寺 正 彦
白山市教育委員	尾 張 勝 也
白山市教育委員	安 川 薫
白山市教育委員	佐 賀 一 夫

【事務局】

教育部長	山 内 満 弘
健康福祉部長	中 川 真
教育総務課長	米 木 伸 一
学校教育課長	藤 法 生
学校指導課長	東 海 林 幸 男
生涯学習課長	中 村 繁 樹
子ども総合相談室長	浅 香 弥 生
文化課長	小 中 和 也
スポーツ課長	瀧 田 秀 樹
障害福祉課長	堀 口 佳 子
こども子育て課長	酒 井 誠 一
いきいき健康課長	森 季 江
教育総務課長補佐	長 島 史 晃
教育総務課係長	山 崎 有 香

令和5年度第2回総合教育会議 テーマ案

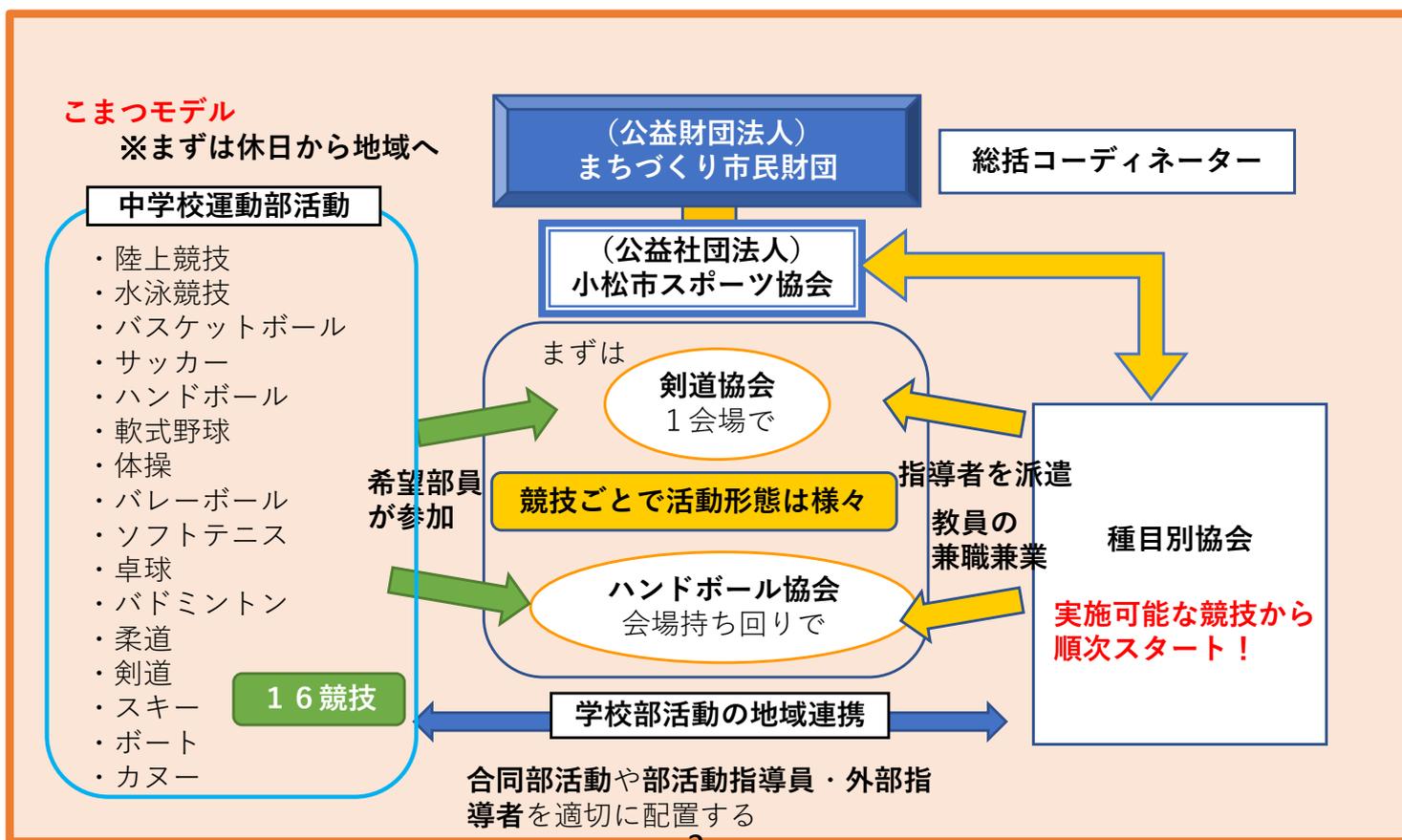
学校指導課

<p>テーマ</p>	<p>令和6年度に向けた中学校部活動の地域連携及び地域クラブへの移行について</p>
<p>内 容</p>	<p>改革推進期間中の取り組み方針と実施方法を検討し、今後の取り組みを進める。</p>
<p>具体的説明</p>	<p>1 趣旨 「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障するため、中学校部活動の地域連携、地域クラブへの移行を進めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験のない教師が顧問であっても、技術的指導が行えるよう地域指導者の拡大を進める。 ・中学校と連携した地域クラブ（連携クラブ）の発足を進める。 ・中学生の放課後の活動を社会教育として推進するため、地域クラブの発足を促す。 ・地域で活動できる団体を生徒に紹介する体制づくりを進める。 <p>2 意見交換事項</p> <p>(1) 地域クラブ等地域の活動での生徒の望ましい成長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保と費用について <p>(2) 生涯学習活動での生徒の望ましい成長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動の受け皿について ・ジオ学習への参加について

小松市

- ・まちづくり市民財団が総括コーディネーターとなり、市の各課と市スポーツ協会、種目別協会等で運営協議会を組織して連携を図る。
- ・各種目別協会と中学校が連携して、生徒の充実した活動を保障する。
- ・種目別協会が受け皿となり、異なる形態で先行実施を行う。

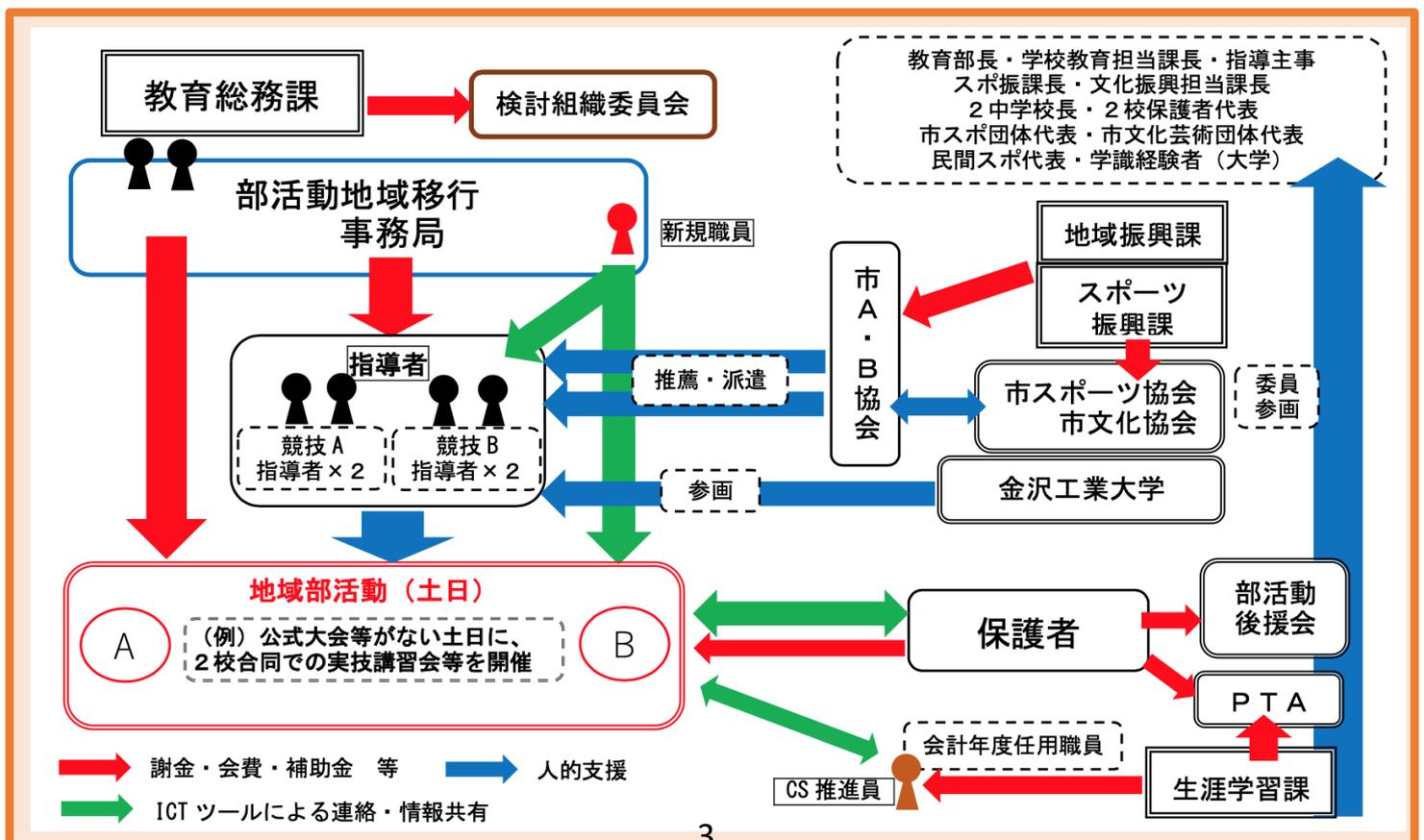
運営団体・実施主体	①まちづくり市民財団（小松市スポーツ協会） ②種目別協会
指導者	種目別協会員（協会員としての教員も含む）
参加者	希望する地域の生徒
場所	学校施設、公共のスポーツ施設
費用	令和5年度は個人の負担はなし
補償	スポーツ傷害保険等



野々市市

中学校部活動を通じた「①子どもたちの健康」「②ロールモデルとしての大人のかかわり」「③スポーツ・芸術文化の地域内継承」の3つの考え方を軸とし、これらを「サステナブル（持続可能性）」と「ウェルビーイング（心身と社会的な幸福）」の2つの概念で包む形での計画策定を進めている。令和7年度までの改革集中期間に、保護者や関係団体の理解を得ながら、着実に地域移行を進めていく。

運営団体・実施主体	野々市市教育委員会教育総務課 ※運営事務局（民間委託予定）を設置し、指導者は市スポーツ協会より派遣する
指導者	市協会より推薦された地域指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	実証モデル部活動に選定された部活動に所属する生徒
場所	市内中学校施設、公共のスポーツ施設、市内大学のスポーツ施設
費用	実証モデル部活動が定める月会費（指導者謝金・交通費等に当てられる見込み）
補償	障害保険及び損害賠償保険（事務局が指定する保険）



かほく市

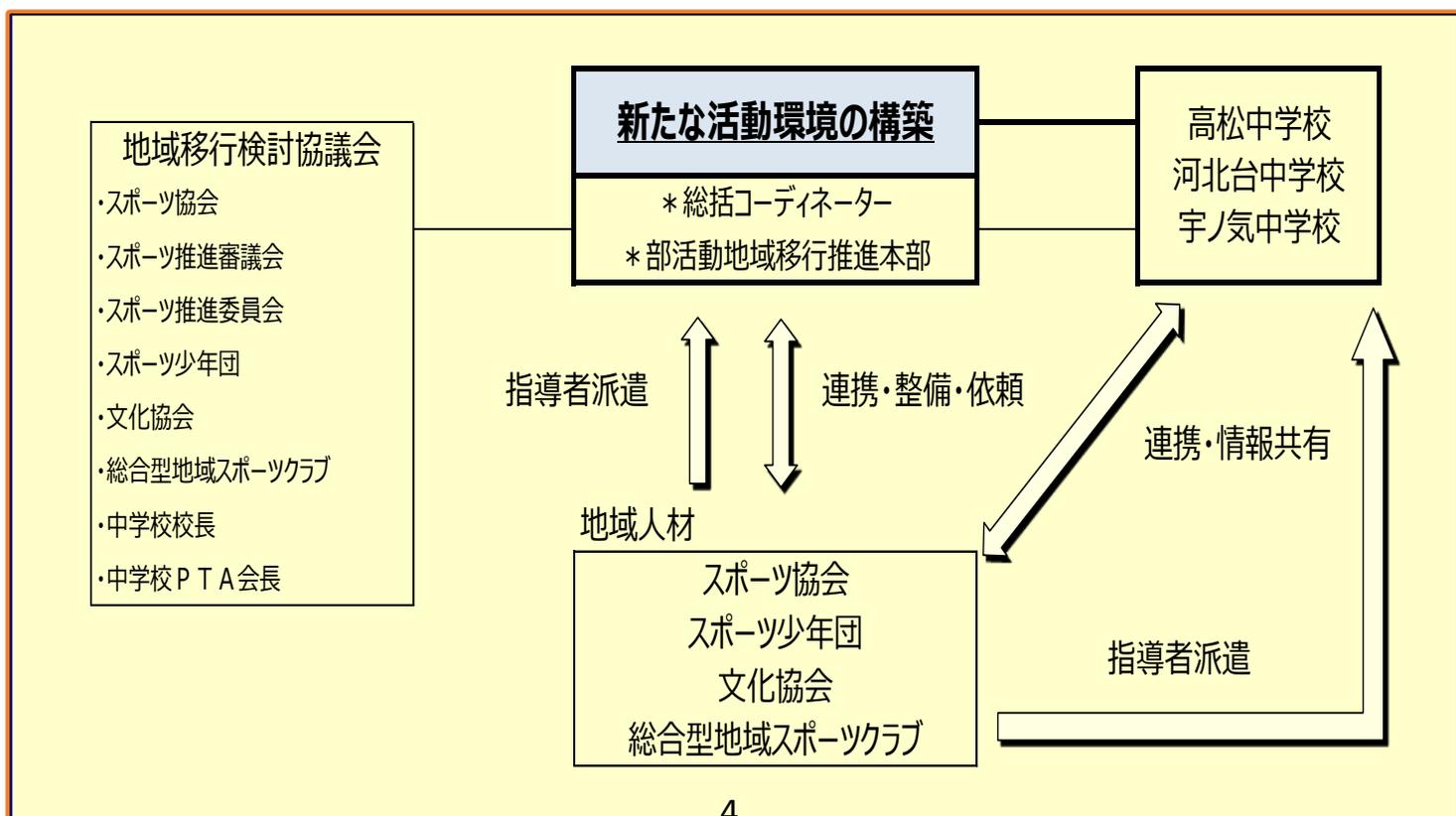
事業概要

◆令和5年度からかほく市で総括コーディネーターを配置し、スポーツ協会や文化協会等と協議検討を図りながら、令和5年度において休日における地域移行体制を種目ごとに実施し、また、改善を図りながら、令和6年度以降、準備が整ったものから段階的に移行する。

◆部活動によっては、部員数が少ないものがあり、合同チームも視野に入れて出来る限り持続可能な体制となるよう協議していく。

◆令和6年度から段階的に移行するために実施する種目ごとの休日における地域移行体制を、まずは運動部活動において指導者確保（兼職兼業含）も含め全種目実施する。

運営団体・実施主体	①かほく市（部活動地域移行推進本部） ②競技・文化協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ
指導者	地域で競技等に携わっている方及び兼業教員
参加者	高松・河北台・宇ノ気中学校生徒
場所	学校施設、社会体育・教育施設等
費用	令和7年度までは負担なし・令和8年度からは費用発生
補償	スポーツ安全保険加入（部活動に加入している生徒全て）



令和5年度 北信越中学校総合競技大会

出場地域クラブ一覧

競技名	区分	地域クラブ名	主な活動市町	付 記	
女子バレーボール	団体	LEAD	津幡町		
女子ソフトテニス	団体	能美Jr.STARS	能美市		
女子ソフトテニス	個人	能美Jr.STARS	能美市	2名出場	1名全中出場
女子バドミントン	個人	shinshin	金沢市	1名出場	
男子剣道	団体	剣正会	小松市		
女子剣道	団体	剣正会	小松市		
男子剣道	個人	剣正会	小松市	1名出場	1名全中出場
女子剣道	個人	剣正会	小松市	2名出場	1名全中出場

※ 石川県大会出場地域クラブ

男子3競技9チーム、女子5競技11チーム

白山市

事業概要【部活動の地域連携】と【地域クラブへの移行】を両輪で進める。

◆【部活動の地域連携】

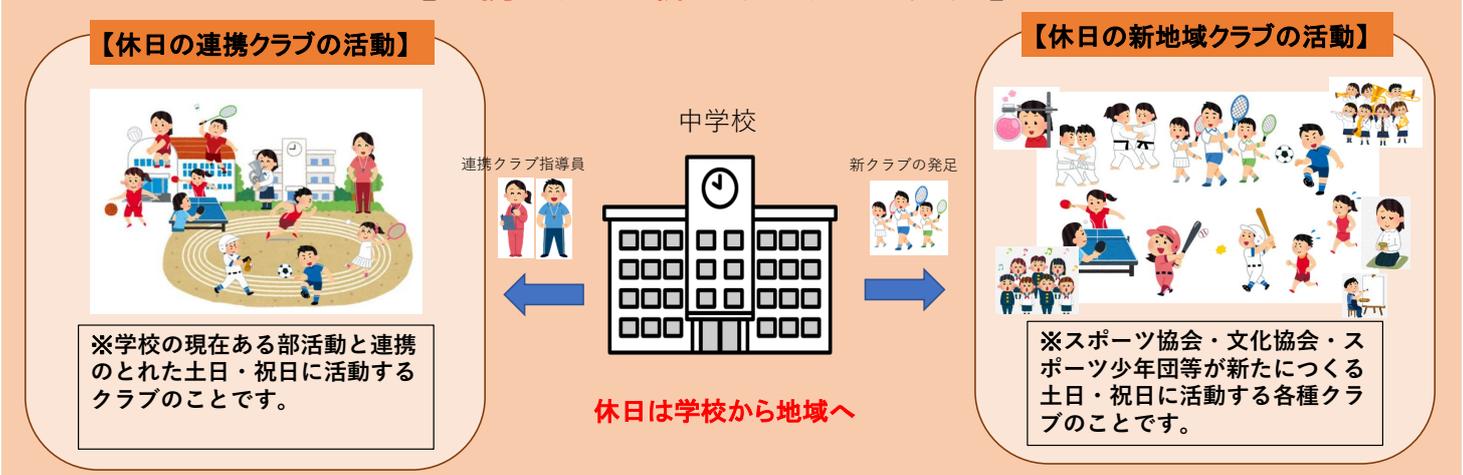
- ・部活動指導員や地域指導者による指導の拡大を進めよう指導者リストを作成し中学校に示します。
- ・休日の部活動を中学校と連携した**連携クラブ**が行っていくよう発足を進めていきます。

◆【地域クラブへの移行】

- ・令和8年度を目途に、休日の部活動を地域クラブが行うよう**新地域クラブ**の運営主体や方法について整理を行い、発足を検討します。
 - ・各地域の公民館(コミュニティセンター)での自主事業や文化芸術活動との連携体制を作っていきます。
- 改革推進期間中に休日の部活動を無くなる方向で進め、令和8年度以降のさらなる改革を検討していきます。あわせて、大会やコンクール前の休日の部活動の仕方を検討します。

運営団体・実施主体	連携クラブ：学校長と各種協会等の協力団体の連携 新地域クラブ：スポーツ協会・文化協会・スポーツ少年団等
指導者	種目別協会員が中心（教員の兼職兼業も認める）
参加者	連携クラブ：平日の部活動の参加者を基本とする 新地域クラブ：希望する地域の生徒
場所	連携クラブ：平日の活動場所を基本とする 新地域クラブ：学校施設・公共施設・公民館等
費用	連携クラブ：低廉な費用で実施 新地域クラブ：月会費（指導者謝金、交通費、用具代等）
補償	連携クラブ：平日は日本スポーツ振興センター、休日は別に安全保険に加入する 新地域クラブ：安全保険に加入する

【連携クラブと新地域クラブの発足】



令和6年度は、平日の部活動はそのまま行われ、休日もほとんどの部活動がそのまま行われますが、連携クラブや新地域クラブへの移行が進んだ部活動から休日の部活動が少しずつ無くなっていきます。

※ただし、各中学校や地域によってクラブへの移行の進み具合には差が出てくるのが予想されます。

総合教育会議の意見交換等について

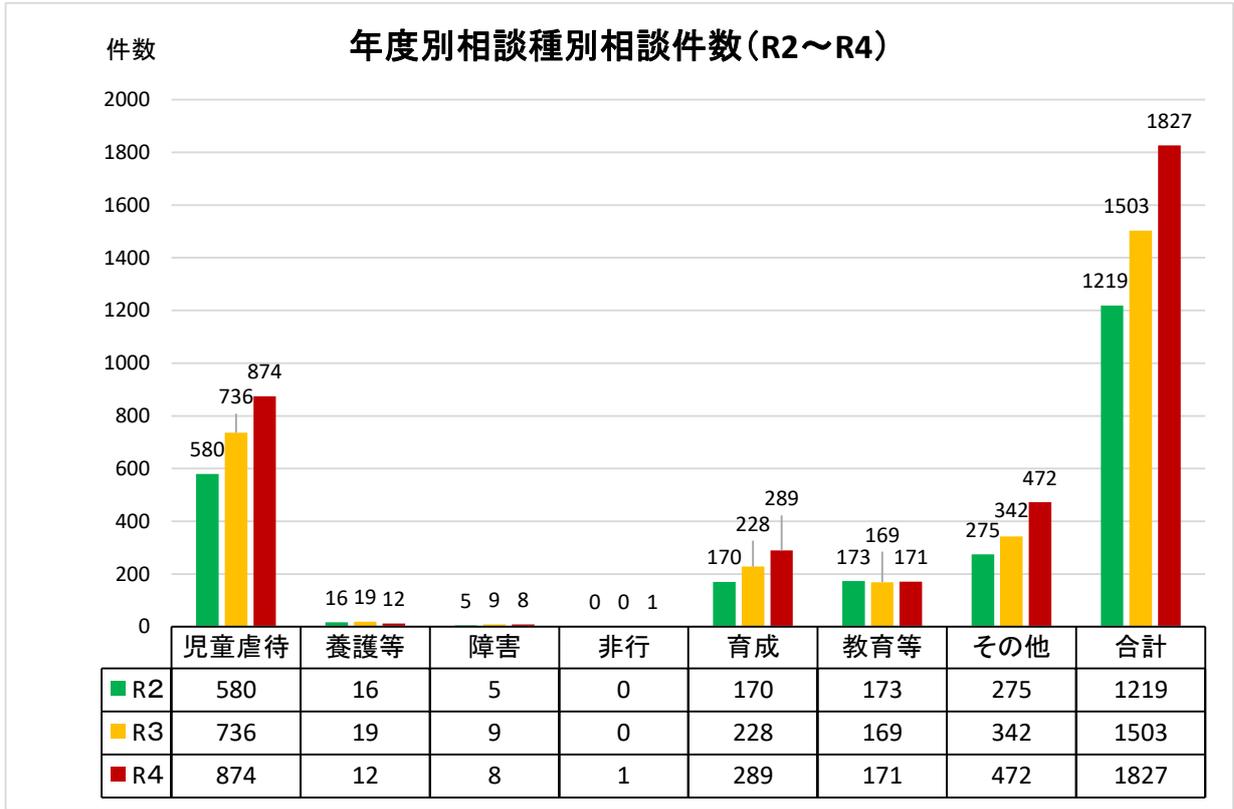
生涯学習課 子ども総合相談室

○意見交換テーマ

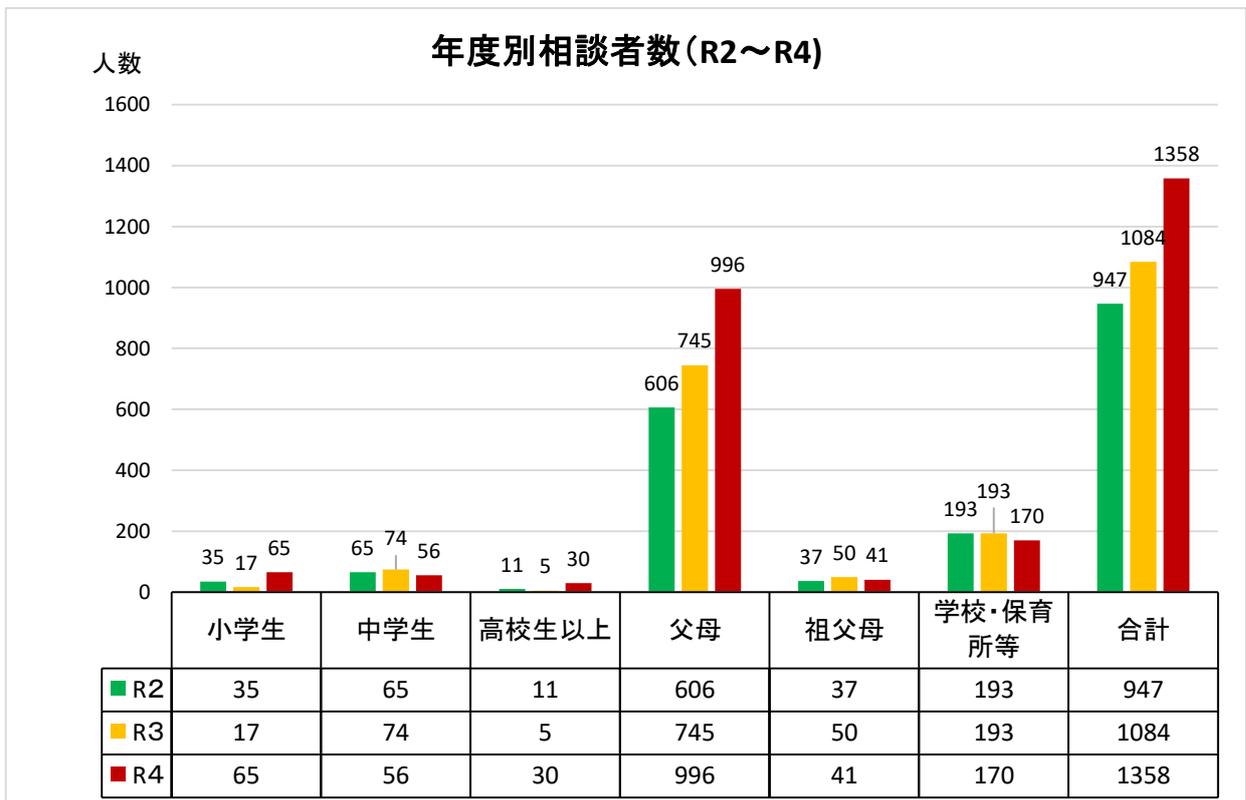
<p>テーマ</p>	<p>子どもに関わる相談対応の充実に向けて ー子どもの権利条例を生かしてー</p>
<p>内 容</p>	<p>虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困などの解決に向けて幅広く対応するため、令和5年4月に子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が創設され、また「こども基本法」が施行された。子どもを真ん中に据えた社会の実現のための政策の根底には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」がある。</p> <p>白山市では条約の精神に基づいた「子どもの権利に関する条例」を制定しており、今後、条例を踏まえた子ども施策は一層重要になる。とりわけ、不登校やいじめ問題が増加する中、子どもにとって大切な「安心して生きる権利」や「守られる権利」の保障のために子どもの相談体制の充実が求められる。</p>
<p>具体的説明</p>	<p>○子ども総合相談室の設置</p> <p>子ども自身や子どもの保護者等が、気軽に不安や悩みを打ち明け、相談できる体制の整備を図るため、教育委員会部局と健康福祉部の相談窓口を一元化して「子ども相談室」が設置された。</p> <p>令和4年より現在の名称に変え、心理士を配置するなど相談体制を強化し、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持った。</p> <p>令和6年からは、母子保健と児童福祉が連携し、子どもに関わる全ての部署を「こども家庭センター」として位置づけ、多様化する課題に対応する。</p> <p>親子ショートステイやペアレントプログラムの実施等を新規事業として取り組むことで、子どもの権利の侵害である虐待予防に努める。</p> <p>教育委員会 学校指導課（教育センター）、子ども総合相談室 健康福祉部 こども子育て課、 いきいき健康課（子育て世代包括支援センター、健康センター松任、鶴来保健センター） 障害福祉課、発達相談センター</p>

《参考》

令和元年 相談件数 968件、相談者数 815人(うち子どもからの相談 73人)
 令和2年 相談件数 1,219件、相談者数 947人(うち子どもからの相談 111人)
 令和3年 相談件数 1,503件、相談者数 1,084人(うち子どもからの相談 96人)
 令和4年 相談件数 1,827件、相談者数 1,358人(うち子どもからの相談 151人)



R4実人数 361人分の相談＋匿名34人
 (対昨年度比 11人増 // 1人減)



こども家庭センターの設置について

1 国のこども家庭センター設置方針の経緯

改正児童福祉法により、「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター(母子保健型)」設立の意義や機能は、維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることになった。

※機能が「こども家庭センター」に引き継がれることにより、「こども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月に、法的にはなくなる。

2 こども家庭センターの役割

従来の「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター(母子保健型)」において実施している相談支援等の取り組みを継続。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援
- (2) こどもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援

3 組織体制について

子どもに関わる全ての部署が、「こども家庭センター」の機能を持つ。

- (1) センター長 健康福祉部長
- (2) 統括支援員 児童福祉及び、母子保健の担当者
- (3) 健康福祉部

こども子育て課

いきいき健康課(子育て世代包括支援センター、健康センター
松任、鶴来保健センター)

障害福祉課

発達相談センター

教育委員会

学校指導課(教育センター)

子ども総合相談室

4 設置日

令和6年4月1日

こども家庭センターで行うこと

白山市では、こどもに関わる全ての部署が、「こども家庭センター」の機能を持ち、みなさんのご相談をお受けします。
 妊娠、出産、こども・子育てに関する全般の相談や、児童虐待、貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもの相談やサービスをご案内します。

※市役所関係

主な相談窓口(悩みを抱えたとき、困ったとき)	主な手続き窓口
<p>こどものことで困ったとき、虐待かなと思ったときは、他の部署や、地域のサービスと連携しながら、相談を受けています。</p> <p style="text-align: center;">子ども総合相談室・家庭児童相談室</p>	<p>新規 親子ショートステイ 拡充 第2子保育料無料 マイ保育園・マイ幼稚園、子育て支援医療給付金、児童手当、トワイライトステイ、ショートステイ、ひとり親家庭の支援、保育所(園)・こども園・病児保育のお問い合わせなど こども子育て課</p>
<p>妊娠中から出産・子育て期の相談、妊婦・母子の健康、こどもの発育・発達・栄養等の相談は、保健師や栄養士が相談に応じます。</p> <p style="text-align: center;">いきいき健康課(健康センター松任)・鶴来保健センター</p>	<p>新規 パarentプログラム、サポートプラン作成 児童虐待通告窓口、出前講座など 子ども総合相談室・家庭児童相談室</p>
<p>教育相談(学校教育全般)、不登校(ふれあい教室)、いじめ等について、相談を受けています。</p> <p style="text-align: center;">教育センター</p>	<p>新規 サポートプラン作成、子育て支援アプリ情報配信サービス 拡充 産前・産後安心ヘルパー派遣、産後ケア 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産子育て応援事業、妊婦訪問、産婦・赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、多胎妊産婦等支援事業など いきいき健康課(健康センター松任)・鶴来保健センター</p>
<p>障害のあるこどもの相談を受けています。</p> <p style="text-align: center;">障害福祉課</p> <p>こどもの発達に関する相談を受けています。</p> <p style="text-align: center;">発達相談センター</p>	<p>障害福祉サービスの申請・支給に関することなど 障害福祉課</p>

○お問合せ先

こども子育て課	市役所本庁舎1階	274-9527
障害福祉課	市役所本庁舎1階	274-9526
いきいき健康課(健康センター松任)	健康センター松任	274-2155
子育て世代包括支援センター	健康センター松任	274-2155
鶴来保健センター	鶴来保健センター	272-3000
教育センター	文化会館ピーノ5階	275-7566
発達相談センター	福祉ふれあいセンター1階	276-8819
子ども総合相談室・家庭児童相談室	福祉ふれあいセンター1階	276-1792